

May, 2019

IFRS第17号 IASB Board Meeting Flash

IFRS第17号「保険契約」の改訂に関する公開草案に向けての最終ステップ
(IASB May 2019 meeting)



ハイライト

1. 市場関係者の利害調整のためには90日のコメント募集期間が適切である。
2. 保険契約に存在する投資リターン・サービスに関する改訂案が修正された。
3. その他の技術的な論点が議論された。
4. 次のステップ - 公開草案が2019年6月末に公表される見込み。

コメント募集期間が設定され、その他の論点についても議論された。
保険会社は改訂案の影響を評価し、コメントに向けての準備をするべきである。

来たる2019年6月末に公表見込みとなったIFRS第17号「保険契約」の改訂に関する公開草案は、コメント募集期間が90日に設定され、一般的な公開草案におけるコメント募集期間である120日より短いものとなった。

5月の会議では、IASBは上記コメント期間を決定するとともに、その他の論点に関する3つの改訂及び明確化に関する案を提案し、以下について暫定決定した。

- 保険契約に投資リターン・サービスが存在する場合に関して暫定決定した改訂案を修正する
- 保険会社は保険料の払戻しを区分して開示する必要がないことを明確化する
- 残存カバリーに関する負債から控除される契約者貸付について保険収益から除くことを明確化する

IASB はまた、保険契約を発行する相互会社に関する考察についても議論したが、この領域に関する改訂提案はなされなかった。

“公開草案はまもなく公表されるが、コメント募集期間は通常よりも短い。これは、保険会社は、今すぐに、IASB が提案する改訂が特定のビジネス領域や IFRS 第 17 号の導入計画にどのような影響を与えるかに焦点をあてるべきことを意味する。また、保険会社にとっては、導入計画を有利にスタートし、コメント募集期間にコミュニケーションを必要とする可能性のある懸念点を特定するための助けになる。”

Mary Trussell,
KPMG's Global Lead, Insurance Accounting Change

1. コメント募集期間

通常の公開草案のコメント募集期間は120日であるが、IASBは以下の理由からIFRS第17号の改訂に関するコメント募集期間は90日が適切であることで合意した。

- 提案された改訂は、狭い範囲でかつIFRS第17号の特定の領域を対象にしたものである。
- 改訂案についてコメントを提供するであろう市場関係者は、一連のプロジェクトを密接にフォローしてきたと考えられる。
- IASBは、IFRS第17号について市場関係者が関与する広範な活動を行い、定期的なアウトリーチを通じて改訂案について彼らに伝え続けてきた。

IASBは、公開草案に対するコメント募集期間を90日とすることは、市場関係者に対して改訂案に反応するために十分な時間を与える必要性和、保険会社及びその他の財務諸表作成者がIFRS第17号をどのように導入すべきかについての不確実性を取り除く必要性和とのバランスをとることになると指摘した。

IASBは、2020年第2四半期に改訂IFRS第17号を公表する予定である。

2. 投資リターン・サービス

論点の所在

一般的な測定アプローチにおける契約上のサービス・マージン（以下、CSM）の純損益への認識は、以下を評価することで決定されるカバー単位の配分によって行われる。

- 契約に基づいて提供されるカバーの量
- カバーの予想残存期間

現行のIFRS第17号では、直接連動有配当契約ではない保険契約については、カバーと残存期間は、保険カバーにのみ関連し、投資関連サービスは考慮されない。

2019年1月にIASBは、一般的な測定アプローチにおけるCSMに関して、保険カバーだけでなく、「投資リターン・サービス」を考慮して決定されるカバー単位に基づいて配分されることを暫定決定した。

IASBの決定

IASBは、IFRS第17号では保険契約に投資要素が存在している場合のみ投資リターン・サービスが存在するという2019年1月の会議における暫定決定を修正することを決定した。

IASBの新しい改訂案においては、IFRS第17号では、投資リターン・サービスは特定の状況下で、時には投資要素なしでも、存在しうることが明確化されることになる。

IASBは、以下の両方を満たす場合に限り、投資リターン・サービスが保険契約に存在しうると暫定的に決定した。

- 投資要素が存在するか、又は保険契約者が金額の払戻しを要求する権利を有する。
- 投資要素、又は保険契約者が払戻しを要求する権利を有する金額には、保険会社の投資活動によって生み出されたプラスの投資リターンが含まれると予想される。

IASBは、1月の暫定決定と同様、投資リターン・サービスが存在することを実証するために上記の基準を満たすことが必要であるが、それだけでは不十分であることに合意した。投資リターン・サービスを特定するには更なる分析が必要である。

一部のIASBメンバーは、これらの議論において、「プラスの投資リターン」が必ずしもゼロを超えるとは限らないと述べた。マイナス金利の環境下では、投資リターンがベンチマーク利回りを上回ったとしても、「プラスの投資リターン」はゼロ未満になる可能性がある。

今後の影響

保険会社は、改訂案に従って保険契約に投資リターン・サービスが存在しているか否かの評価をすることが必要となり、この結果はカバー期間やカバー単位の決定に影響を及ぼすことになる。

これらは、該当する場合には、一般的な測定アプローチで会計処理される保険契約のCSMをどのように純損益に認識するかを決定するために、保険カバーと投資リターン・サービス及びそれらが提供されるパターンの相対的な比重を保険会社が評価する必要があることを意味する。

この決定は、以下の事項に影響を与えるため重要である。

- 利益認識のタイミング

- 関連する投資管理コストが履行キャッシュフローに含まれるかどうか
- 保険料配分アプローチの適用可否

履行キャッシュフローに投資関連管理コストを含めることは、保険会社のシステムとプロセス、利益認識及び財務諸表の表示に広範な影響を及ぼすことが考えられる。

投資要素が存在する場合、投資リターン・サービスが提供されているかどうかは明らかになることがある。たとえば、保険契約の投資要素に関連して、資産管理サービスのみを提供している場合、保険会社は投資リターン・サービスを提供していない。他の多くの場合において、保険会社はこの評価を行う際に、常に一貫した判断基準を使用する必要がある。

保険会社は、これらの改訂案の影響の評価を今始めるべきである。利益認識への影響を考えると、保険会社が、改訂案の項目の多くは相互に関連しており、他の判断の影響を受ける点には留意しつつ、これらの改訂案の財務的影響評価を更新することも賢明であろう。保険会社は、新しいプロセスをデザインする際には、改訂案が公開草案として公表・コメント募集され、最終化に至るまでの間に、修正や微調整が入ることを念頭に許容範囲を持つべきである。

保険会社は、予想されるCSMのリリースに関する単に定性的な情報を提供するのではなく、定量的な情報を開示することが要求される。この要件は、財務諸表利用者が異なる保険商品の利益認識パターンを理解し、それらの保険商品の企業間比較が可能となることに役立つ。

設例：投資リターン・サービスは存在するが投資要素は存在しない保険契約

保険会社Xは、据置年金契約を発行し、保険契約者は一時払い保険料を支払う。この保険契約の下で、

- 受け取った保険料は、据置期間においてリターンを獲得し、
- 将来の一定の日付において累積金額が年金に移行され、それ以降において年金支払保証期間は存在しない。

保険契約者が年金移行後かつ最初の年金支払前に死亡した場合、保険契約者は何も受け取れない。この状況において、金額の返戻が無いというシナリオが存在するため、投資要素は存在しないことになる。

しかしながら、据置年金期間において、保険会社の投資活動によって生み出されるであろうプラスの投資リターンを含む金額について、保険契約者が払戻請求することが可能なのであれば、投資リターン・サービスが提供されていると結論付けることができる。

“自社の保険契約は保険契約者に投資リターン・サービスを提供するものとする保険会社は、IASBの要件を満たすかどうかを確かめるためにそれらの保険契約を評価する必要がある。この提案により、保険会社は、顧客に提供するサービスの範囲をより厳密に反映した収益を報告することができるであろう。”

Joachim Kölschbach,
KPMG's Global IFRS Insurance Leader

3. 議論されたその他の技術的な論点

保険料の払戻しに関する開示

IASBは、IFRS第17号で要求されている保険契約負債の期首残高から期末残高への調整表の開示において、保険会社が保険料の払戻しを区分して開示することは要求されないことを明確化するため、IFRS第17号を修正することを提案した。

ただし、その調整表の中で、保険会社は以下のいずれかの方法により、保険料の払戻しを開示することができる。

- 区分して開示する
- 投資要素又は保険料の受取額のいずれかと合わせて開示する

契約者貸付

IFRS第17号の対象となる保険契約の中には契約者貸付を内包するものもある。IFRS第17号においては、契約者貸付に関する支払い及び受取りについては保険収益に含めてはならない。

IASBは、残存カバーに関する負債から控除される契約者貸付については保険収益から除くべきことを明確化した。

4. 次のステップ

保険会社は今後数週間以内に公表される公開草案に向けて準備し、その後の90日以内にコメントをするために用意する必要がある

さらに詳しくは

新しい保険契約基準に関するKPMGの所見は[IFRS最終基準書の初見分析－IFRS第17号「保険契約」](#)を参照のこと。また、保険者のIFRS第17号およびIFRS第9号の適用に関する進捗状況について、KPMGの所見はウェブページ「[In it to win it](#)」を参照されたい。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.